



### 苦情解決の申し出方法

建築士事務所の業務に対して苦情を申し出される建築主およびその他の関係者の方は、苦情相談申込書を本協会事務局に提出していただきますと、本協会から面談日時を通知しますので、その時間においていただきます。専門の建築士が相談に応じます。

なお、係争中のものなど内容によっては対応できないものがありますので、「建築士事務所業務に対する苦情の申出にあたっての注意事項」をよくご覧の上、もう困れますようお願ひいたします。

(一社) 群馬県建築士事務所協会	〒371-0846 群馬県前橋市元総社町2-23-7 TEL : 027-255-1333 FAX : 027-255-1066 E-Mail : info@gkjk.oe.jp
------------------	---